第十九条第三項中「第四十八条の二第一項第二号ロ」を「第四十八条の二第一項第一号イ⑵」に、「同号ロ⑴に掲げる」を「平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた」に、「同号ロ⑵に掲げる」を「同年四月一日以後に取得をされた」に改める。

第二十二条の三第一項中「第六十九条第二項（事前確定届出給与の届出）」を「第六十九条第三項（定期同額給与の範囲等）」に改め、同項第一号中「事前確定届出給与）の」を「役員給与の損金不算入）に規定する定めに基づいて支給する」に改め、「支給する給与」の下に「及び特定譲渡制限付株式給与（同号に規定する特定譲渡制限付株式又は当該特定譲渡制限付株式に係る同号に規定する承継譲渡制限付株式による給与をいう。第六号において同じ。）」を加え、同項第三号中「第六十九条第二項第一号」を「第六十九条第三項第一号」に改め、同項第四号中「を開始する」を「の開始の」に、「第六十九条第二項第二号」を「第六十九条第三項第二号」に改め、同項第六号中「いう」を「いい、特定譲渡制限付株式給与を除く」に改め、同条第二項中「第六十九条第三項に」を「第六十九条第四項に」に、「に規定する定め」を「の定め」に改め、同項第三号イ中「第六十九条第三項第一号」を「第六十九条第四項第一号」に改め、同号ロ中「第六十九条第三項第二号」を「第六十九条第四項第二号」に改める。

第二編第一章第一節第五款の款名を削る。

第二十四条の二を次のように改める。

（国庫補助金等の対象となる助成金の使途）

第二十四条の二　令第七十九条第六号（国庫補助金等の範囲）に規定する財務省令で定める使途は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）附則第五条第一項第二号ロ⑴（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の認可）に掲げる鉄道施設等の整備とする。

第二十四条の二の前に次の款名を付する。

第五款　圧縮記帳

第二十五条の四の二第二号中「第十一条の四十七第一項第五号」を「第十一条の六十六第一項第五号」に改める。

第二編第一章第一節第六款の次に次の一款を加える。

第六款の二　譲渡制限付株式を対価とする費用

（承継譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等）

第二十五条の九　令第百十一条の二第三項第一号イ（譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等）に規定する財務省令で定める関係は、同号の合併の直前に当該合併に係る合併法人と当該合併法人以外の法人との間に当該法人が当該合併法人の発行済株式等（同条第一項に規定する発行済株式等をいう。次項において同じ。）の全部を保有する関係があり、かつ、当該合併の時から当該合併により交付される譲渡制限付株式（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する譲渡制限付株式をいう。次項において同じ。）に係る譲渡制限期間（令第百十一条の二第二項第一号に規定する譲渡制限期間をいう。次項及び第三項第二号において同じ。）終了の時まで当該合併法人と当該法人との間に当該関係が継続することが見込まれている場合における当該合併法人と当該法人との間の関係とする。

2　令第百十一条の二第三項第二号イに規定する財務省令で定める関係は、同号の分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人と当該分割承継法人以外の法人との間に当該法人が当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係があり、かつ、当該分割型分割の時から当該分割型分割により交付される譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該分割承継法人と当該法人との間に当該関係が継続することが見込まれている場合における当該分割承継法人と当該法人との間の関係とする。

3　令第百十一条の二第三項第二号の分割型分割（承継譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する承継譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）が交付されるものに限る。）に伴い、当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）につき法第五十四条第一項に規定する給与等課税事由が生ずる場合には、当該特定譲渡制限付株式に係る令第百十一条の二第五項に規定する費用の額は、当該特定譲渡制限付株式の交付につき給付され、又は消滅した債権の額に相当する金額に第一号に掲げる割合を乗じて計算した金額と当該相当する金額から当該計算した金額を控除した金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額その他の合理的な方法により計算した金額とし、当該承継譲渡制限付株式に係る同項に規定する費用の額は、当該債権の額に相当する金額から当該合理的な方法により計算した金額を控除した金額とする。

一　一から当該分割型分割に係る令第二十三条第一項第二号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する割合を控除した割合

二　当該特定譲渡制限付株式の交付の日から当該承継譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の日までの期間の日数のうちに当該交付の日から当該分割型分割の日の前日までの期間の日数の占める割合

第二十六条の九第一号中「直前の資産」を「前期期末時の資産」に改め、「同号ロに規定する直前の」を削る。

第二十七条第二項中「第十一条の十八第一項」を「第十一条の三十七第一項」に改める。

第二十七条の十四第二号中「、第二十一条の七第六号（新幹線鉄道大規模改修準備金）」を削る。

第二十七条の十六の四第二項中「とする」を「とし、同項第五号に掲げる場合に該当する場合には同号に規定する計画の写しとする」に改める。

第二十九条の二中「第六十九条第十二項」を「第六十九条第十一項」に改め、同条第一号中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に改め、同条第二号中「第六十九条第十一項第二号」を「第六十九条第十項第二号」に改め、同条第四号及び第五号中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に改める。

第二十九条の三第一項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十五項」に改め、同項第二号中「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に改め、同項第三号中「第六十九条第十一項に」を「第六十九条第十項に」に、「第六十九条第十一項第二号」を「第六十九条第十項第二号」に改め、同条第二項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十五項」に改める。

第三十条中「第六十九条第十七項」を「第六十九条第十六項」に改める。

第三十条の二中「第六十九条第十九項」を「第六十九条第十八項」に改める。

第三十条の三中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第十九項」に改める。

第三十二条第一項中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第二項ただし書中「」若しくは」を「の添付）又は」に、「」又は租税特別措置法施行令第二十九条第六項（減価償却に関する明細書）」を「の添付）」に改める。

第三十四条第一項中「（確定申告書の記載事項）」を「（確定申告）」に改め、同条第二項ただし書中「」若しくは」を「の添付）又は」に、「」又は租税特別措置法施行令第二十九条第六項（減価償却に関する明細書）」を「の添付）」に改める。

第三十七条の十一第一項中「（連結確定申告書の記載事項）」を「（連結確定申告）」に改め、同条第二項ただし書中「」若しくは」を「の添付）又は」に、「」の規定又は租税特別措置法施行令第三十九条の六十第五項（減価償却に関する明細書）」を「の添付）」に改める。

第三十七条の九第一項中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第二項ただし書中「」若しくは」を「の添付）又は」に、「」の規定又は租税特別措置法施行令第三十九条の六十第五項（減価償却に関する明細書）」を「の添付）」に改める。